

2 手帳の交付

1. 身体障害者手帳の交付を受けるには **身体**

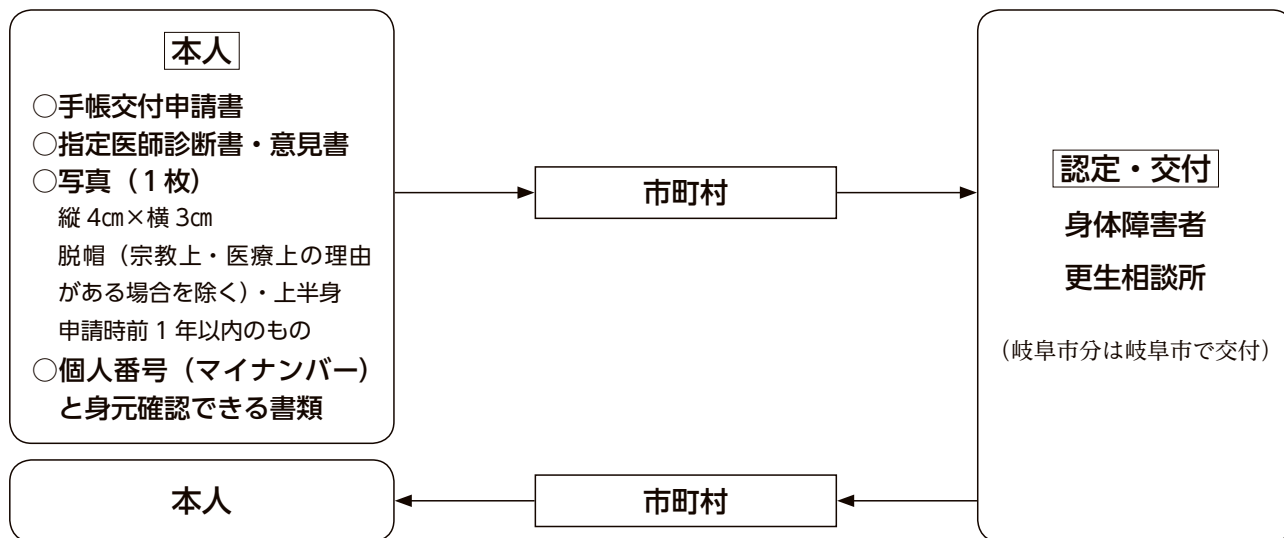
身体障がい者（児）の方が各種の相談や援助を受けやすくするため、身体障害者手帳を交付しています。実際の福祉サービスの中には、手帳を持っていることを要件としているものがあり、サービスの対象者であることの証明書という役割もあります。

身体障害者手帳には障がいの程度により1級から6級までの等級の区分があります。

等級は、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。

（肢体不自由について、7級に該当する障がいが2以上重複するときは6級になります。）

●交付申請手続



※交付申請書、診断書・意見書用紙は、市役所・町村役場にあります。

なお、15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することとなっています。

※診断書・意見書は指定医師によるもので、申請時前概ね3カ月以内の診断書であることが必要です。

※指定医師については、市役所・町村役場でおたずねください。

●変更、再交付申請等手続（窓口は交付申請の場合と同じです。）

障害程度の変更	障がいの程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書・意見書を添えて再交付の申請をしてください。
居住地・氏名変更	転居された場合には速やかに新しい居住地の市役所・町村役場に居住地変更の届をしてください。氏名を変更された場合も氏名変更の届をしてください。
再認定	障がいの原因や状態により再認定が必要となる方には、手帳を交付する際に再認定を受けるべき年月を通知します。 また、期限の約1カ月前に時期を通知しますので、指定医師の診断書・意見書を添えて再認定の申請をしてください。なお、再認定の時期前であっても障がいの程度が変わったと思われる方は、障害程度の変更の手続きができます。
再交付	紛失又は破損したときは、写真を添えて再交付の申請をしてください。
返還	手帳の交付を受けた方が、手帳に記載される障がいを有しなくなった場合（再認定にかかる診査を行った結果が「非該当」となった場合など）や死亡された場合は、手帳を知事に返還しなければなりませんので、返還届を提出してください。

☎ 身体障害者更生相談所 TEL 058-231-9715
市役所及び町村役場

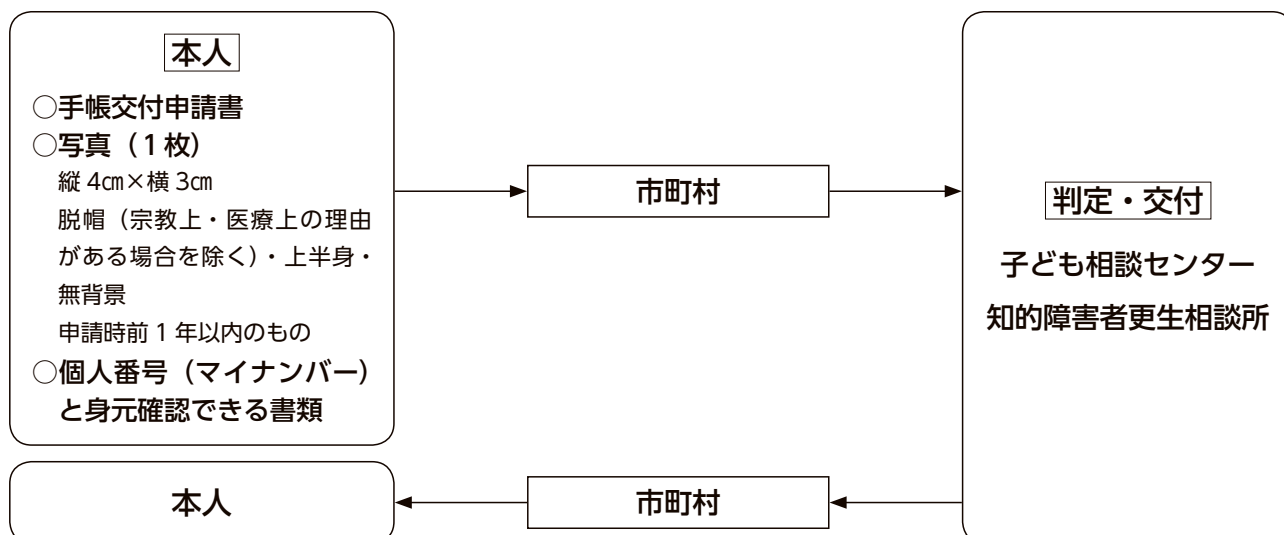
2. 療育手帳の交付を受けるには **知的**

知的障がい者（児）の方が、各種の支援や相談を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。

福祉サービスの中には、手帳を持っていることを要件としているものがあり、サービスの対象者であることの証明書という役割もあります。

療育手帳には、知的障がいの程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。（中度の知的障がいの方が、3級以上の身体障害者手帳を所持しているときは、区分が「A2」になります。）

●交付申請手続



※交付申請書は市役所・町村役場にあります。

※手帳の判定欄に記載された次期判定年月の月末までに、再判定（確認）を受ける必要があります。

※療育手帳を必要とされる方が18歳未満の場合はその方の住所地を所管する子ども相談センター、18歳以上の場合は知的障害者更生相談所で判定及び交付等を行います。

●変更、再交付、再判定（確認）申請、返還手続（窓口は交付申請の場合と同じです。）

再判定 (確認)	次期判定年月が到来するとき、障がいの程度が変わったときに申請してください。
居住地、氏名、 保護者等の変更	手帳に記載された住所などに変更があったときは、すぐに申請してください。
再 交 付	手帳を紛失したとき、破損したときなど手帳が使えなくなったときに申請してください。
返 還	手帳の交付を受けた方が死亡された場合、及び再判定の結果が「非該当」となった場合は、手帳を子ども相談センターまたは知的障害者更生相談所長に返還しなければなりませんので、返還届を提出してください。

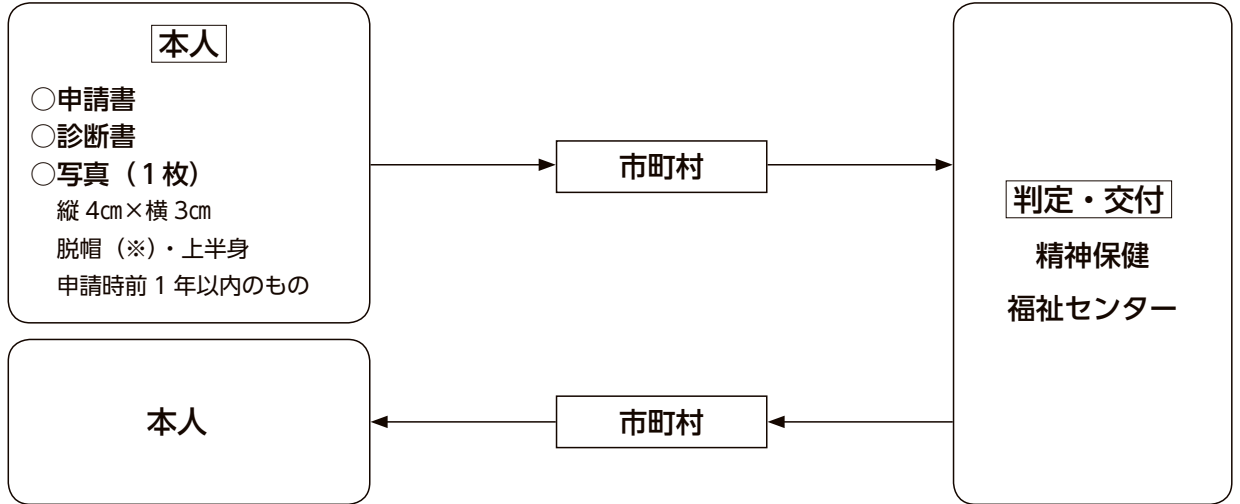
問 子ども相談センター
知的障害者更生相談所 TEL 058-231-9723
市役所及び町村役場・保健所

3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには **精神**

精神障害者保健福祉手帳には障がいの程度により1級から3級までの等級の区分があります。等級は、医師の意見を参考にして知事が決定します。

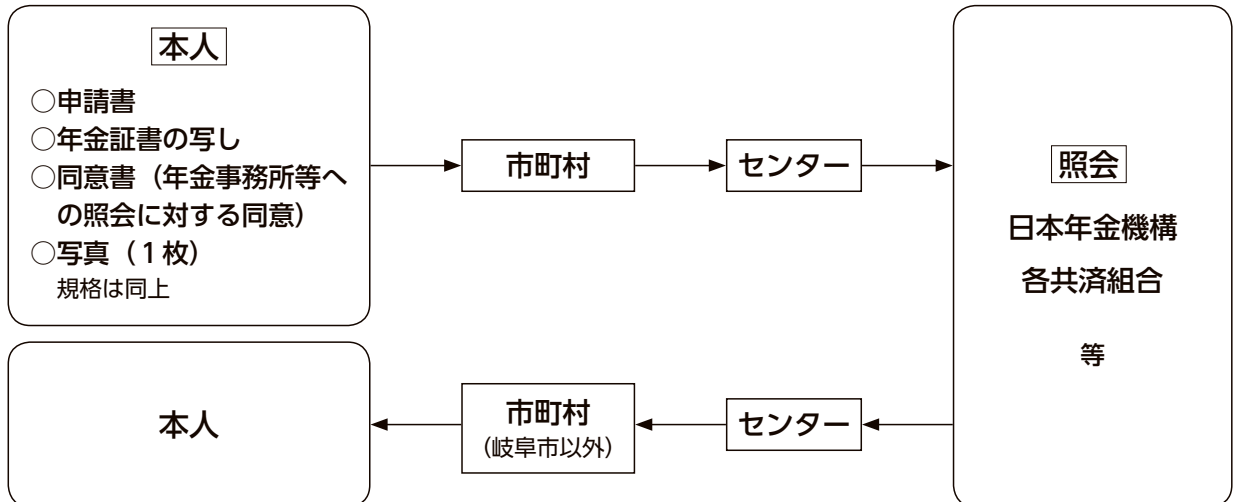
●交付申請手続

(1) 医師診断書添付による申請



(※脱帽については、宗教上・医療上の理由がある場合を除く)

(2) 年金証書等写し添付による申請 (精神障がいを支給事由とする年金に限られます。)



※手帳交付申請書、医師診断書の用紙は、市町村にあります。

なお、家族や医療機関職員等が申請書の提出や手帳の受け取りの手続きを代行することができます。

※医師診断書は、精神保健指定医その他精神障がいの診断または治療に従事する医師によるもので、初診日から6カ月以上経過した時点の診断書であることが必要です。

※年金証書の写しとは、「年金証書及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書」、「特別障害給付金受給資格者証及び直近の国庫金振込通知書」となります。

※年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級となります。

※年金証書等の写し添付による申請の場合は、年金事務所等への照会に時間を要しますので、交付までに相当の時間がかかります。

問 精神保健福祉センター TEL 058-231-9724
市役所及び町村役場